

## 第15回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事概要

1. 開催年月日 令和2年5月22日(金)
2. 時 間 午前10時～午前11時10分
3. 場 所 全員協議会室
4. 出席者 市長・副市長・教育長・企画部長・総務部長・市民生活部長・環境  
経済部長・都市整備部長・福祉部長・こども支援部長・健康推進部  
長・危機管理監・上下水道部長・議会事務局長・教育部長・入間  
消防署長
5. 事務局 広報課 河村課長  
人事課 晝間参事兼課長  
危機管理課 半田課長、根本主幹、川村主任  
中村健康福祉センター所長  
地域保健課 正木主査  
健康管理課 須田課長、吉田主幹

### 6. 議事概要

#### (1) 緊急事態宣言解除後のガイドラインの検討について（資料1参照）

- ・資料1のとおり、入間市主催事業等の開催に伴うガイドライン案を作成したので各部内で検討して意見等をいただきたい。各部の意見を反映したガイドラインを策定したいと考えている。

#### (2) 緊急事態宣言解除後の本部会議について（資料2参照）

- ・新型コロナウイルス感染症については、入間市危機管理指針、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の一部改正後は入間市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づいて対応しており、入間市新型インフルエンザ等対策本部に準じて入間市新型コロナウイルス感染症対策本部が設置されている。
- ・特措法において、市町村の対策本部は国の緊急事態宣言解除後は遅滞なく廃止すると規定されており、入間市新型コロナウイルス感染症対策本部も廃止することになるが、今後も情報の収集や対処方針を決定する組織が必要となる。したがって緊急事態宣言解除後は、資料2の中段の入間市新型インフルエンザ対策会議に準じた入間市新型コロナウイルス感染症対策会議に移行して対応は継続していく。
- ・対策会議移行後、仮に感染者が増加するなど第2波が来て緊急事態宣言が再発令されるようなことがあれば再び対策本部を設置することになる。

#### (3) 次亜塩素酸水の配給について（資料3参照）

- ・次亜塩素酸水生成器の導入まで時間を要するため市内企業から提供いただいた弱酸性次亜塩素酸水溶液を市民に無料配布する。

- ・配布日時と場所は、5月23日（土）、29日（金）の午前9時から午後3時の健康福祉センターと、6月6日（土）、12日（金）の午前9時から午後3時の市民会館を計画している。なお、今回の配布状況等を総合的に判断して、今後の同水溶液の購入、配布を検討していく。

#### (4) その他

##### \*各部長からの報告

- ・緊急対策事業の啓発パトロールを今月末までとして実施しているが、緊急事態宣言解除後も不要不急の外出の自粛は続くと思われる。また、給付金詐欺への注意喚起が必要と思われるので、6月以降も継続していきたいので協力をお願いする。
- ・子育て世代臨時給付金については5月20日に9,167件に発送した。また、緊急対策事業のひとり親家庭等子ども応援事業については5月21日に1,052件に発送した。
- ・児童発達支援センターについて、6月1日から分散通所を実施する。
- ・こども食堂ネットワークとフードバンクいるまが主体となり6月21日に緊急フードパントリーを実施する。内容としては、ひとり親家庭で希望する方に食品を配布する。
- ・広報いるま号外第2号を準備している。掲載内容は、次亜塩素酸水の配布、内定取り消し者等支援緊急雇用事業、小規模事業者等追加支援事業、飲食事業者宅配・テイクアウト等支援事業などを予定し5月24、25、26日で配布を計画している。
- ・特別定額給付金の郵送申請の発送準備が本日完了する予定であり、今後順次発送していく。
- ・今後、各施設を再開する上で施設の運営上、一般市民の体温測定が必要な部署については体温計の整備をしていきたいので検討をお願いする。

##### \*国内及び県内の感染者数について（5月17日公表）

- ・国内感染者数16,365人、うち県内感染者数996人（内訳：資料4のとおり）